

適正な電力取引に向けた一般電気事業者の取組状況調査結果について

平成22年7月6日

1. 調査目的、内容

- ・ 資源エネルギー庁電力市場整備課では、適正な電力取引についての指針（以下「適取GL」という。）に定める託送供給業務等に係る「望ましい行為」について、一般電気事業者10社のご協力の下、平成17年以降、各社の取組状況を把握するため、調査を実施してきたところです。
- ・ 本年度においても、適取GLで定める望ましい行為の一層の充実のため、一般電気事業者の取組状況調査を実施することによって、社内体制の整備や仕組等の充実が図られ、一般電気事業者の取り組みが一層促進されと考えられることから、託送情報の目的外利用の禁止、差別的取扱いの禁止（行為規制関係）等を遵守するための望ましい行為について、調査票調査及び現地調査を併せて実施しました。

2. 適取GLの望ましい行為の内容

- ・ 適取GLは、電気事業法第24条の6に定められた託送情報の目的外利用の禁止及び他の電気事業者に対する不当な取扱いの禁止を定めた規定等を受け、それを達成するための望ましい行為として、託送供給部門若しくは託送供給情報に関して、組織的独立、物理的隔絶、専任従業員・兼務の禁止、営業部門と連携する場合の業務の明確化、情報の厳重な管理、トレーディング部門との情報遮断、社内規程の整備、管理責任者の専任、行動規範の作成・遵守等を定めています。その他適取GLは、系統運用に関する社内規程の整備等についても望ましい行為として定めています。

3. 調査結果の概要

- (1) 各一般電気事業者ともに、PPSとの連絡窓口は託送サービスセンターと給電指令所に一本化しており、営業部門から独立させている。（組織的な独立）
- (2) 各一般電気事業者ともに、託送供給を行う従業員は原則専任としており、営業部門との兼務を禁止している。（専任従業員・兼務禁止）
- (3) 託送部門が連携して行う必要がある業務としては、災害等の供給支障の解消支援等を掲げ、その大多数がその業務内容を規程によって制限している（連携する必要がある業務の明確化）
- (4) 託送部門と営業部門の物理的隔絶は、別棟か別フロアによって完全な隔絶を実施している。託送情報を管理するサーバも半数の事業者は独立させ、共有している場合でも、アクセス制限や専用端末等により情報管理を徹底している。（物理的隔絶。電子情報の厳重な管理）
- (5) 各一般電気事業者ともに、全役職員を対象とした行動規範を制定し、当該規範によって情報連絡窓口から営業部門への直接の異動は禁止している。（行動規範の制定、

遵守)

- (6) 各一般電気事業者ともに、不要なデータは符号化かマスキングを実施している。(託送情報の符号化等)
- (7) 各一般電気事業者ともに、専任された管理責任者は、最低年1回以上、託送部門の自主点検や検査を指示し、その結果を確認している。(管理責任者の職務)
- (8) 各一般電気事業者ともにトレーディング部門は、営業部門か託送情報を遮断すべき部門と位置付けている。(トレーディング部門との情報遮断)
- (9) 各一般電気事業者ともに、系統運用等規程を作成し開示している。(系統運用等ルールを作成・開示)

4. 調査結果の内容

(1) 託送供給業務に関連する情報受付、情報連絡窓口の設置について

①適取G Lの規定

託送供給の業務に関連した特定規模電気事業を行う者（P P S）との情報連絡窓口は電気の販売営業活動又は契約等を行う部門（営業部門）ではなく、送電サービスセンター・給電指令所とする。また、託送供給の業務に関連した電気供給事業者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。）との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。(Ⅱ-2-(2)-1-1-ア-①)

②調査結果

各一般電気事業者ともに、P P Sとの情報連絡窓口は、販売活動や営業活動を行う営業部門から組織を独立させたネットワークサービスセンターと中央給電指令所としている。なお、各事業者ともP P Sとの情報連絡窓口は、ネットワークサービスセンターと中央給電指令所に一本化しており、支社、支店、営業所等の部署にP P Sとの窓口はない。

また、各一般電気事業者ともに託送関連情報の受付、連絡窓口の設置を内部規程に定め、自社ホームページにおいて公表することにより、窓口の明確化を図っている。

各一般電気事業者の託送供給窓口及び当該窓口のホームページは以下のとおり。

北海道電力	電力託送センター	http://www.hepco.co.jp/userate/retail/consignment_cent.html
東北電力	ネットワークサービスセンター	http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/7-1.htm
東京電力	ネットワークサービスセンター	http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/engineering/wsc/wsc2-j.html
中部電力	ネットワークサービスセンター	http://www.chuden.co.jp/ryokin/shikumi/free/madoguthi/network/index.html
北陸電力	送電サービスセンタ	http://www.rikuden.co.jp/soden/toiawas

	ー	e.html
関西電力	送電サービスセンター	http://www.kepcoco.jp/takusou/07/index.html
中国電力	ネットワークサービスセンター	http://www.energiaco.jp/business/free/high-8a.html
四国電力	託送サービスセンター	http://www.yonden.co.jp/business/jiyuka/retail/inquiry.html
九州電力	ネットワークサービスセンター	http://www.kyuden.co.jp/company_liberal_ask.html
沖縄電力	託送サービスセンター	http://www.okidenco.jp/business/free/fre_contact.html

注：各社HPは、各社に確認を行った平成22年5月現在のもの。

(2) 託送供給業務を行う従業員による発電部門、営業部門の業務の禁止について

①適取GLの規定

送電サービスセンター、給電指令所、接続検討又は系統接続工事の実施等の電力流通設備建設に係る計画に関連する業務を行う部門等において託送供給の業務を行う従業員は、発電部門又は営業部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、営業部門に属する者が送配電部門の業務を行うことを妨げるものではない。（Ⅱ-2-(2)-1-1-ア-②）

②調査結果

各一般電気事業者ともに、託送供給業務を行う従業員は、専任で業務を行うことを原則としており、営業部門や発電部門の兼務を行うことを禁止し、社内規程に規定している。ただし、供給設備の事故対応、停電時対応、災害時等の対応が生じた場合にあっては、その対応も行うことができるよう、併せて規定している。

事故等緊急時の対応を行ったことによって営業部門の従事者が託送情報を知り得た場合には、目的外利用しないことを徹底するための措置として、事故対応業務終了後に全ての提供情報を破棄することを社内徹底したり、日頃から実施するeラーニングや営業部門に対する研修などによって、情報遮断のための何らかの対応を図っている。

(3) 託送供給業務を行う従業員が営業部門と連携して行う必要のある業務がある場合の当該業務の明確化について

①適取GLの規定

上記に掲げるもの（(2)に掲げる適取GLの規程を指す。）のほか、一般電気事業者は、現在、営業部門と連携して行われている一般電気事業者の配電業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。（Ⅱ-2-(2)-1-1-ア-③）

②調査結果

各一般電気事業者ともに、営業部門との連携を制限しているものの、事故や非常災害の供給支障を解消するための対応、夜間・休日等の宿直時対応等の業務については、連携して行う必要のある業務とし、当該業務を明確化するため、何れの一般電気事業者も社内規程に規定している。

また、各一般電気事業者ともに、小規模事業所において託送部門と営業部門又は発電部門の連携を（送配電業務の実施を）社内規程において認めている。この場合、全従業員に対して社内規程において情報の目的外利用および提供の禁止を各社が行っている他、託送部門からの連携に制限（託送部門の従事者の営業兼務は認めるが、その逆は認めない。）、電話を受けた際の応対や取り次ぎに限定する例も見受けられた。

(4) 託送供給関連情報の保管・管理方法及び当該情報を他部門に伝達せざる得ない場合の情報の取扱いについて

①適取G Lの規定

託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報（関連情報）の遮断のため、託送供給の業務を行う従業員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、託送供給の業務を行う部門から他部門への関連情報の伝達及び両部門間の関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバへのアクセス等）等を厳格に管理する。また、託送供給の業務を行う部門は、他部門とは別フロアにする等により、物理的に隔絶する。（Ⅱ－２－（２）－１－１－ア－

④

②調査結果

託送供給の業務を行う部門と営業部門の物理的隔絶は、完全に行われており、建物を別とする事業者が５社、別のフロアとする事業者が５社であった。加えて半数が託送部門の入室管理にIDカードかパスワード設定を実施している。

託送関連文書（紙媒体）は、何れの事業者においても鍵付きロッカー等に保管され、また、託送に関する電子的情報の管理については、託送サーバを完全に独立させている一般電気事業者が５社あった他、サーバへのアクセス制限（利用者制限）や専用端末によるアクセス制限等何らかの方法において、各一般電気事業者ともに託送情報の管理を徹底している。

(5) 人事交流に当たっての行動規範について

①適取G Lの規定

託送供給の業務を行う部門と発電部門・営業部門との人事交流に当たっては、関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。（Ⅱ－２－（２）－１－１－ア－⑤）

②調査結果

全ての一般電気事業者において、全役職員を対象にした行動規範によって人事異

動が行われている。

人事異動において制限、禁止している内容は、各一般電気事業者によって多少の差違はあるものの、基本的には情報連絡窓口から営業部門への直接の異動は禁止としており、一般電気事業者によっては、給電指令所からの異動の禁止や、電力取引部門への直接の異動を禁止している事業者もあった。

行動規範における趣旨を遵守するため、各事業者とも一般的な社員研修を実施している他、新入社員研修、階層別研修、部門別研修、人事異動時での徹底、イントラへのQA掲載、eラーニング、内部監査等により徹底されていた。

(6) 託送関連情報を内部連絡せざる得ない場合の情報の符号化について

① 適取GLの規定

送電サービスセンター又は給電指令所に提供された関連情報について、託送供給の業務を遂行するため当該業務を行う部門から他部門に依頼・伝達せざるを得ない場合、電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定する必要のないものを送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できないように厳格に管理する。(II-2-(2)-1-1-ア-⑥)

② 調査結果

全ての一般電気事業者において、託送業務遂行のため他部門に情報を伝達せざる得ない場合に、事業者名や供給先名称等を必要としない場合、当該情報を符号化、若しくはマスキングを実施している。マスキングする際は、最低限ダブルチェックを実施しており、約半数の事業者は、3階層(担当、上司、その上司)のトリプルチェックを実施している。

(7) 託送関連情報の遮断に関する社内規程及び管理責任者の公表について

① 適取GLの規定

託送供給の業務を行う部門と他部門との関連情報の遮断に関して、社内規程又は社内マニュアルを作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。(II-2-(2)-1-1-ア-⑦)

② 調査結果

選任されている管理責任者は、最低年1回以上、託送部門の情報管理等の状況に対して自主点検や検査を指示し、結果の報告を受け改善、指示等を行うことによって情報管理の徹底を行っているのが一般的である。

各一般電気事業者が定めている託送供給部門と他部門との関連情報の遮断に関する社内規程、マニュアル及び管理責任者を公表しているホームページは以下のとおり。

北海道電力	託送供給に関する情報管理マニュアル	http://www.hepco.co.jp/userate/retail/pdf/takusou-kanri.pdf
	流通本部長	

東北電力	託送供給業務に係る行動規範、託送供給業務に関する情報取扱基準	http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/pdf/takuso-kodo_1704.pdf
	電力流通本部長	http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/pdf/takuso-joho_2003.pdf
東京電力	託送供給業務に関する役職員の行動規範、託送供給業務における行為規制に関するマニュアル	http://www.tepco.co.jp/provide/engineering/wsc/kihan-j.pdf
	電力流通本部長	http://www.tepco.co.jp/provide/engineering/wsc/koui-j.pdf
中部電力	託送供給に係る情報の取扱いおよび行為に関する規程	http://www.chuden.co.jp/resource/ryokin/rule_takusoukitei.pdf
	流通本部長	
北陸電力	託送供給に関する情報取扱規程	http://www.rikuden.co.jp/rule/attach/zyouhoukitei.pdf
	電力流通部担当役付取締役	
関西電力	託送供給業務に係る公平性確保に関する規程	http://www.kepco.co.jp/takusou/fairness/pdf/1.pdf
	電力流通事業本部長	
中国電力	託送供給に関する公平性確保規程	http://www.energia.co.jp/business/free/high-71.pdf
	流通事業本部長	
四国電力	託送供給業務の公平な運用に関する規程	http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/takusou/pdf/pdf_04_08.pdf
	電力輸送本部長	
九州電力	託送業務管理規程、託送関連情報管理要則	http://www.kyuden.co.jp/library/pdf/company/liberal/rule/send/affair_0907.pdf
	電力輸送本部長	http://www.kyuden.co.jp/library/pdf/company/liberal/rule/send/informational_0807.pdf http://www.kyuden.co.jp/library/pdf/company/liberal/rule/send/affair_0907.pdf
沖縄電力	接続供給業務に係る役職員の行動に関する規程	http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/business/free/rg_091130_01.pdf
	電力流通部長	

注：各社HPは、各社に確認を行った平成22年5月現在のもの。

(8) トレーディング部門と送配電部門との情報遮断について

①適取GLの規定

卸電力取引市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、発電部門・営業部門の一部と位置付け、送配電部門と関連情報の遮断を確保する。(II-2-(2)-1-1-ア-⑧)

②調査結果

何れの一般電気事業者においても(トレーディング部門がない沖縄電力を除く。)、トレーディング部門は営業部門として位置付けるか、若しくは託送部門における情報遮断の措置を適用させ、託送関連情報の遮断を確保している。

(9) 系統運用や系統情報の社内ルールの作成、開示・周知等について

①適取GLの規定

系統運用や系統情報の開示・周知等について、送配電等業務支援機関の定める基本的な指針を踏まえて、電気供給事業者すべてに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行う。(II-2-(2)-1-2-ア-①)

②調査結果

各一般電気事業者が系統運用や系統情報に関して制定している社内規程、ルール等は多岐に渡っているが、各一般電気事業者ともにホームページで公表している。系統運用、系統情報等の規程及びホームページは以下のとおり。

*以下は、系統ルールに関する総合案内のホームページアドレスを掲げた。

北海道電力	1. 特別高圧設備形成(1種類) 2. 特別高圧系統アクセス(1種類) 3. 特別高圧系統運用(5種類) 4. 高圧配電設備の形成・運用マニュアル(3種類) 5. 情報公表ルール(1種類)	http://www.hepco.co.jp/userate/retail/rule.html
東北電力	1. 設備形成ルール(特高、高圧の2種類) 2. 系統アクセスルール(1) 3. 系統運用ルール(7種類) 4. 情報公表ルール(1種類) 5. その他(情報取扱基準、行動規範)	http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/rule.htm
東京電力	1. 設備形成ルール(1種類) 2. 系統アクセスルール(特高、高圧の2種類) 3. 系統運用ルール(7種類)	http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/engineering/wsc/rule-j.html

	4. 情報公表ルール（1種類）	
中部電力	1. 設備形成ルール（特高、高圧の2種類） 2. 系統アクセスルール（〃） 3. 系統運用ルール（8種類） 4. 情報公表ルール（1種類）	http://www.chuden.co.jp/ryokin/shikumi/free/rule/index.html
北陸電力	1. 設備形成ルール（特高、高圧の2種類） 2. 系統アクセスルール（〃） 3. 系統運用ルール（〃） 4. 情報公表ルール（1種類）	http://www.rikuden.co.jp/rule/index.html
		http://www.rikuden.co.jp/rule/download.html
関西電力	1. 設備形成ルール（1種類） 2. 系統アクセスルール（1種類） 3. 系統運用ルール（6種類） 4. 情報公開ルール（1種類）	http://www.kepcoco.jp/takusou/fairness/index.html
中国電力	1. 流通設備形成関係（1種類） 2. 系統アクセス関係（1種類） 3. 系統運用関係（9種類） 4. 情報公開関係（1種類）	http://www.energia.co.jp/business/free/free.html
四国電力	1. 設備形成ルール（2種類） 2. 系統アクセスルール（1種類） 3. 系統運用ルール（3種類） 4. 情報公表ルール（1種類）	http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/takusou/index.html
九州電力	1. 送変電ルール（8種類） 2. 配電ルール（4種類） 3. その他（情報管理要則、行動規範等）	http://www.kyuden.co.jp/company_liberal_rule.html
沖縄電力	1. 設備形成ガイドライン 2. 系統アクセスガイドライン 3. 給電業務要領 4. 系統情報公表要領	http://www.okiden.co.jp/business/free/rule.html

注：各社HPは、各社に確認を行った平成22年5月現在のもの。

(10) 託送供給に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて

①適取GLの規定

託送供給に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、合理的かつ客観的な基準を作成・公表し、それに基づいて統一的に行う。（Ⅱ-2-(2)-1-2-ア-②）

②調査結果

各一般電気事業者ともに、基準を窓口に置き、PPS等からの相談があった際に説明の上で配付としている。

(11) 需要家情報を提供する窓口の設置等について

① 適取GLの規定

需要家情報へのアクセスの公平性の観点から、一般電気事業者は新規参入者に対して需要家情報を提供する窓口を設け、需要家の許諾のもと利用可能な情報の項目、情報提供申込みに必要な書類、様式、回答に必要な期間等手続きについてあらかじめ定め、公表しておくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。(I-2-(1)-②-ア)

② 調査結果

各一般電気事業者ともに対応窓口を一本化し、託送供給窓口と同一のネットワークサービスセンターとしている。うち半数の一般電気事業者が、利用可能な需要家情報の項目と、その依頼様式をホームページにおいて公表し、半数が新規参入者から事業開始等の相談を受けた際に、託送に関する説明等と併せて説明することで対応している。